

発能美管財第617号
令和7年8月19日

パナソニックEWエンジニアリング株式会社
代表取締役 加藤 達也 様

能美市長 井出 敏朗

指名停止通知書

この度、貴社が近畿地方整備局長より、建設業法に違反したとして、監督処分（営業停止22日間）を受けたことは、誠に遺憾であります。

本市では、「能美市建設工事請負業者の指名停止に関する要綱」に基づき、下記のとおり指名停止を行うこととしたので通知します。

今後はかかる事態が生ずることのないよう十分注意してください。

記

1 指名停止の期間	令和7年8月19日 から 令和7年10月18日まで 2箇月
2 指名停止の理由	貴社は、建設業法第26条第1項の規定に違反して、資格要件を満たさない者を主任技術者として工事現場に配置していたことが、同法第28条第1項第2号に該当すると認められるとして、近畿地方整備局長より22日間の営業停止処分を受けた。 上記の件は、能美市建設工事請負業者の指名停止に関する要綱（平成17年2月10日告示第135号）別表第2第15号に該当すると認められるため、指名停止とする。